

下関港港湾脱炭素化推進協議会規約（案）

（設置）

第1条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第五十条の三第1項の規定に基づき、下関港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（目的）

第2条 協議会は、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための下関港における計画（以下「下関港港湾脱炭素化推進計画」という）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）下関港港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関すること
- （2）下関港港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関すること
- （3）下関港港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関すること
- （4）その他目的達成に必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる構成員等によって構成するものとする。ただし、事務局が必要と認めるときは、構成員の追加等を決定できる。

（会議）

第5条 協議会は、必要に応じて事務局が構成員を招集する。

- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 構成員は、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。
- 4 協議会は、事務局が議事の進行を行う。
- 5 協議会が必要と認めたときは、構成員等以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。
- 6 協議会にて協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(書面による会議)

第6条 協議会は、第5条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(情報公開)

第7条 協議会は、構成員等の自由な議論を担保する観点等から、原則として非公開とする。

2 議事次第以外の配付資料の公開または非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。

3 議事は、協議会終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第8条 構成員及び第5条第5項の規定に基づき協力等を求められた者は、協議会において知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、下関市港湾局経営課に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

この規約は、令和6年〇月〇日から施行する。

(別表)

下関港港湾脱炭素化推進協議会 構成員名簿

○企業

彦島製錬株式会社
中国電力株式会社
株式会社神戸製鋼所 長府製造所
株式会社ブリヂストン下関工場
下関三井化学株式会社
林兼産業株式会社
三菱重工業株式会社下関造船所
山口合同ガス株式会社
長府バイオパワー合同会社
下関バイオマスエナジー合同会社
関釜フェリー株式会社
蘇州下関フェリー株式会社
KEYS Bunkering West Japan 株式会社
下関海陸運送株式会社
日本通運株式会社
関光汽船株式会社

○団体

下関港湾協会
下関港運協会
下関商工会議所
山口県トラック協会（下関支部）
山口県倉庫協会
山口大学

○関係行政機関

国土交通省九州運輸局
国土交通省九州地方整備局
経済産業省中国経済産業局
山口県土木建築部港湾課
下関市産業振興部
下関市環境部

○事務局

下関市港湾局（事務局）